

気

木村 文彦 中部商品取引所理事長

私の好きな一文字

先物協会ニュース

JCFIA マンスリー

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

発行 日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
TEL(03)3664-5731 FAX(03)3664-5733

http://www.jcfia.gr.jp/

FUTURES PLAZA

メディア・セミナーなどを通じて投資家の声を直接聞く機会も多いのですが、商品市場に対しての投資家層の認識に変化が感じられます。まず、市場環境の変化ですが、80年代をピークに長期下降トレンドを形成したC/RB指数が反転上昇しています。中国を始めとするBRICS(ブラジル・ロシア・インド・中国)の需要増加から、長期上昇トレンド入りとの予測も出ており、商品市場に対しての注目度合いが急速に高まっているのが感じられます。

提供情報の質が問われる



日本ユニコム
調査部副部長 菊川 弘之

例えば、既に商品・株式・為替の垣根は、ほとんどなくなっており、この傾向は、さらに強まると感じます。ジョージ・ソロスと組んで驚異的な好成績を上げた伝説的投資家ジム・ロジャーズも商品市場の転機を予測しており、来日講演は大盛況で、商品取引員株の上昇のきっかけともなりました。2005年1月には手数料の完全自由化が予定されていますが、「情報」の位置付けが問われる事になりそうです。ワテローの戦いでロスチャイルドは、早耳情報を基に巨額の富を得ましたが、湾岸戦争時の金価格急落の

ように通信手段の発達と共に、マーケットは事件や材料を瞬時的に織り込んでいくようになり、いわゆる早耳情報の価値は落ち込んでいます。インターネットの普及で個人投資家も簡単に情報を得られるようになっていて、必ずしも情報量の増加が投資家の成績に結びついているとは言えません。ここにキーポイントがあると考えます。今後、調査部に求められる事は、多くの情報を取捨選択、実際の投資に役立つように投資戦略・戦

略を建てて提供する能力になるでしょう。同じニュースでも提供する情報に差が出るという事です。質の高い情報には高い手数料を払っても良いという潜在的投資家層は多いと感じています。時代の変化はチャンスなっています。

「行為規制関係」

行為規制に関しては、法律において、①適合性原則を商品取引員の法律上の義務として明定。②顧客に対する説明義務の法定。③これまで省令で規定していた不当な勧誘行為等の禁止を法定、などの手当てをしたが、省令においては、このうち、説明義務に関して、

顧客が理解できる説明義務

事前交付書面「委託のガイド」を交付して、商品先物取引の①レバレッジ性、②預託した証拠金を超える損失が生ずるおそれがあること等について顧客が理解できるように説明し、その後、手続き上の事項等について顧客が理解できるように説明しなければならぬと規定された(第108条)。

今年8月に公布された政令により、平成17年5月1日から改正商品取引所法が施行されることになっている。公表された省令の改正案は全174条で構成され、現行の74条を大きく上回る。省令改正案のうち、商品取引員経営に大きく関係する主な点について、法改正の趣旨も含めて概説する。

健全な財務基盤の確保

〔純資産要件関係〕
法改正により、商品取引員の許可は、従来の商品市場ごとに細分化された許可から、商品市場における取引の仲介業務を行うことに着目した「市場横断的な包括許可」に改められ、これにより、取引参加市場の多様化を円滑に行えるようになるなど、より柔軟な経営展開が可能となった。

〔純資産額規制比率〕
取引に伴うリスクに対応した純資産の保有(維持要件)の維持が求められることとなった。省令案では、この許可要件は1億円とされ(第81条)また、純資産額規制比率は毎月末の純資産額規制比率を翌月20日までに主務大臣に届け出なければならぬこととなった。もし、純資産額規制比率が140%を下回った場合は直ちに主務大臣に届け出、営業日ごとに純資産額規制比率を主務大臣に報告しな

●純資産額規制比率(主務省作成)

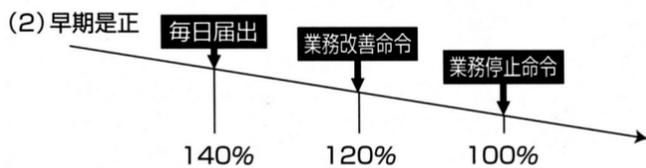
- 1.商品取引員の市場リスク(自己取引による損失)と取引先リスク(顧客の代金・清算金未払いによる損失等)を吸収できる自己資産(純資産)の保有を義務づける。
- 2.純資産額規制比率の悪化の程度に応じて監視を行い、早期にその是正を求める。

1.計算式

$$\text{純資産額規制比率} = \frac{\text{純資産額}}{\text{商品先物市場における価格変動によるリスク額(省令)}}$$

2.純資産額規制比率の管理

- (1)日々の純資産額規制比率を計算し、毎月末主務省に報告。純資産額規制比率を120%を下回らないように維持する義務。
- (2)早期是正



〔委託者債権保全関係〕

(1) 証拠金制度関係
委託者債権保全の強化の観点から、法律において、証拠金は、原則として、委託者が商品取引所または商品取引清算機関に取引証拠金として直接預託することとなった。しかし、実務上は商品取引員を経由して預託することになるので、省令において、商品取引員は委託者の代理人として取引証拠金を預託することを明記した(第40条)。また、商品取引員が委託者から預託を受けた証拠金を差し替えて

(2) 分離保管措置関係
委託者がその証拠金の返還請求権を有する旨を規定するとともに(第40条)、商品取引員が自己の資産で差替預託を行う場合には、あらかじめ委託者の同意を必要とする旨を規定した(第41条)。

預託差替預託した場合は、委託者がその証拠金の返還請求権を有する旨を規定するとともに(第40条)、商品取引員が自己の資産で差替預託を行う場合には、あらかじめ委託者の同意を必要とする旨を規定した(第41条)。

純資産額規制比率の維持水準140%

全174条(現行74条)で構成

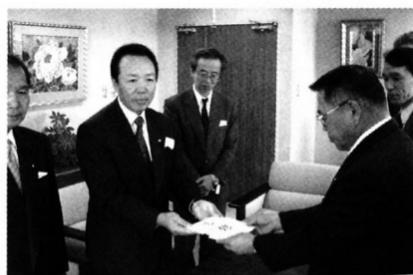
改正商取法に基づく省令改正案

農林水産、経済産業の両省は、11月15日、改正商品取引所法に基づくルールを定めた省令(施行規則)の改正案をまとめ、両省のホームページで公表した。12月15日まで一般からのパブリックコメント(商品取引所法施行規則の全部改正)に関しての意見)を募り、意見内容を検討したうえで、省令として決定、年内にも官報に掲載し、周知徹底を進める。

臣に報告しなければならぬ(第100条)。純資産額規制比率の分母となるリスク対応額の具体的な計算式は省令の別表で定められる(第99条)。別表はまだ公表されていないが、国際決済銀行(BIS)規制や、同規制を踏まえた「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」等、既に

存のルールを参考に設定められるものと思われる。また、純資産額規制比率の分子となる保有純資産額の算出に当たっては、委託者への支払い能力の担保の観点から換金性の高い資産に限定するなど、資産及び負債の評価を厳格化するための規定が整備された(第38条)。

先物協会 新潟中越地震被災者へ 1,000万円を支援



11月8日、日経新聞本社

先物協会の二家勝明会長、佐藤陽紀副会長、秋田治常務理事は11月8日、東京・大手町の日本経済新聞社を訪れ、新潟中越地震の被災者支援に役立ててほしいと、当協会からの1,000万円を義援金として寄託した。

先物協会の二家勝明会長、佐藤陽紀副会長、秋田治常務理事は11月8日、東京・大手町の日本経済新聞社を訪れ、新潟中越地震の被災者支援に役立ててほしいと、当協会からの1,000万円を義援金として寄託した。

先物春秋

福沢諭吉門下の逸材、朝吹英二は慶應義塾出版局の事務長をやっていた時、友人にボヤいてみせた。「俺はこんな面倒なことはいかん。『モンテン』をやってみたくてな。朝吹の言うモンテン(mountain)とは「山」つまりスペキュレーションで、一攫千金の夢を果たすべく、岩崎弥太郎率いる三菱に入る。大岩崎が朝吹に命じた大仕事は、渋谷のドル箱であった。岩崎の懐柔策に乗ってこなかった朝吹の意趣返しは、取引所株を買占め、糧道を断つことだった。朝吹は着々と株集めを進め、株主総会の前夜まで、あと1票までこぎつけた。根岸のさる未亡人の手元に1票あると知って深夜に訪ね、とうとう買い取る事ができた。明ければ総会、何も知らない渋谷一派は投票結果に驚愕した。「悲喜地を換えた場面は一代の目撃者であった。大岩崎も平生の鬱憤を晴らした思いで、英二君の功績を賞めそやした(大西理平著「朝吹英二君伝」)。

事前交付書面「委託のガイド」を交付して、商品先物取引の①レバレッジ性、②預託した証拠金を超える損失が生ずるおそれがあること等について顧客が理解できるように説明し、その後、手続き上の事項等について顧客が理解できるように説明しなければならぬと規定された(第108条)。